

中央労働災害防止協会
技術支援部長 角元利彦
【照会先】
企画広報部安全衛生情報センター
所長 間宮直樹
(電話)03-3452-6542 (FAX)03-3452-9225
E-mail koho@jisha.or.jp

平成 25 年 4 月よりスタート

『中小企業労働安全衛生評価事業』 労働災害防止で企業力をアップ！

～愛称は「JISHA グッド・セーフティ・カンパニー」～

わが国の労働災害は、平成 22 年、23 年と 2 年連続で増加し、平成 24 年も前年を上回るペースで増加しており、3 年連続増加という憂慮すべき事態となっている。特に、従業員 300 人未満の中小規模事業場での労働災害は、全体の 9 割を占めるという状況にある。

こうした中、中央労働災害防止協会（中災防）は、安全衛生の向上を目指す中小企業の安全衛生活動を支援し、自らが設定した目標を達成できる企業力の強化と蓄積を後押しするため、基本的な安全衛生活動とそれを継続するための基盤ができているかどうかを評価する『中小企業労働安全衛生評価事業』（愛称：「JISHA グッド・セーフティ・カンパニー」）を平成 25 年 4 月より開始する。

中災防では、労働安全衛生マネジメントシステム^(注1)の構築・運用を前提とした「JISHA 方式適格 OSHMS 認定事業」を実施しているが、中小企業にとっては料金面の負担のみならず、同システムを構築・運用するための人的、労力的負担が大きいことから、そうした負担の少ない簡易な評価制度が望まれていた。本事業は、こうした声に応えたものである。

中小企業労働安全衛生評価事業のポイントは、以下のとおり。

対象は、従業員数が 300 人以下の企業。

評価の内容は、経営トップによる安全衛生方針の表明や安全衛生管理体制の整備、リスクアセスメント^(注2)や日常の安全衛生活動の実施など、10 項目（必須）で評価。

さらに、リスクアセスメントや 5 S^(注3)、危険予知活動^(注4)などの主な安全衛生活動については、その達成度合いを把握する「レベル評価」も併せて実施。

評価の有効期間は 3 年間で、以降 3 年ごとに更新。

評価による主なメリットは次のとおり。

- ・ 登録証の付与及び中災防 HP への掲載等により、安全衛生活動の積極的な取り組みが社会的に周知され、企業のイメージ（社会的責任）や社員の安全衛生

意識などが向上

- ・ 安全衛生活動の質が向上することで生産性の向上も期待

中災防では、平成 25 年度からの本格実施に向け、現在数社の協力を得て試行を行っているところであり、「評価を受けるための準備がスムーズにでき、安全衛生活動を今一度見直す良い機会ともなる。」「是非、県内で第 1 号の登録を受けたい。」などと好評を得ている。

中小企業労働安全衛生評価事業の概要

【事業の対象】

従業員数が 300 人以下の企業を対象とし、評価は、リスクアセスメントや基本的な日常の安全衛生活動が実践されており、かつ、これらの取組みを継続していく基盤があると認められる企業または事業場とする。有効期間は 3 年間で、以降 3 年ごとに更新ができる。

【評価の内容】

経営トップによる安全衛生方針の表明や安全衛生管理体制の整備、リスクアセスメントや日常の安全衛生活動の実施など、以下の 10 の項目（必須）で評価を行う。

経営トップによる安全衛生方針の表明、安全衛生管理体制の整備、労働安全衛生法の遵守、リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定等、安全衛生活動の実施状況（5S、危険予知活動、ヒヤリ・ハット活動^(注5)など）、緊急事態への対応、労働災害発生原因の調査等、経営トップによる見直し、安全衛生活動の記録、労働安全衛生管理活動の運用による効果

このほか、主な安全衛生活動（リスクアセスメント、5S、危険予知活動など）については、活動の「レベル評価」も併せて行う。これにより、現在の安全衛生活動の達成度合いを把握でき、また更新時にはその前後の活動状況のレベルが比較できる。

【評価によるメリット】

本事業により評価を得ることで、次のようなメリットがある。

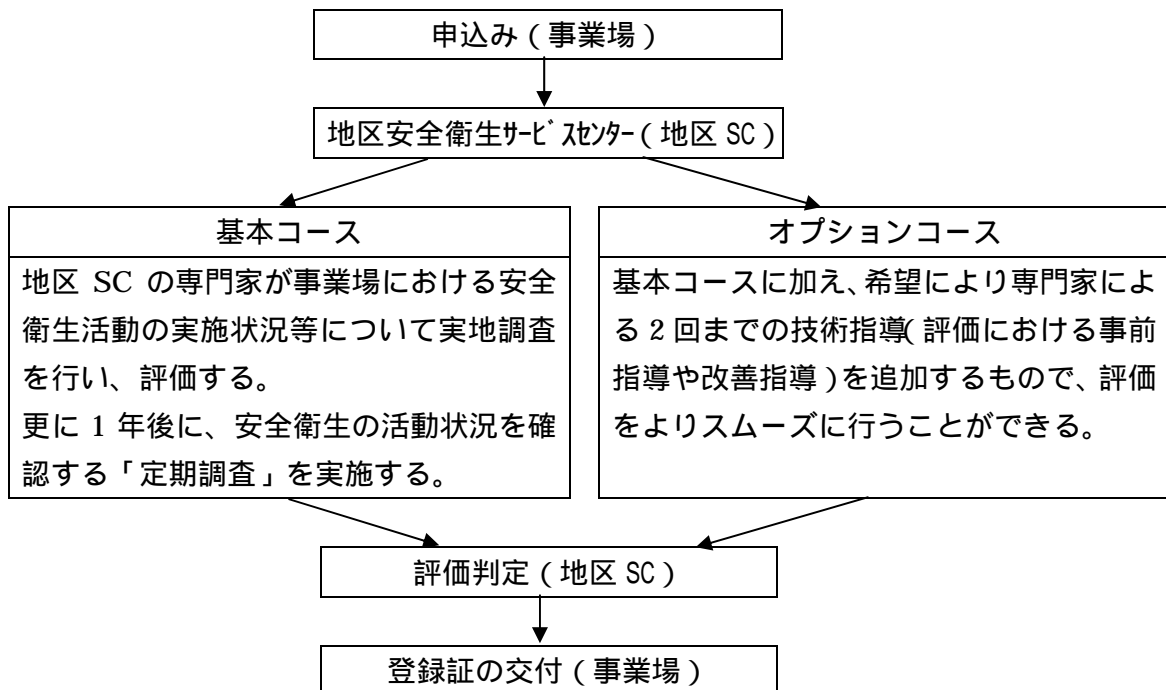
- ・登録証の付与及び中災防 HP への掲載等により、安全衛生活動の積極的な取組みが社会的に周知され、企業のイメージ（社会的責任）や社員の安全衛生意識などが向上される。
- ・安全衛生活動の質が向上されることで、生産性の向上にも繋がる。
- ・評価による調査や指導により安全衛生の専門的知識やノウハウを獲得できる。
- ・所在地の労働局・労働基準監督署に本事業への登録をお知らせし、情報を共有する。

【申込みから登録・更新まで】

申込み先及び評価の実施は、いずれも最寄りの地区安全衛生サービスセンター（地区 SC）で、申込みから登録までの流れは以下のとおり。

1 初回評価（初めて申込みの場合）

初回評価には「基本コース」と「オプションコース」があり、事業場の希望によりいずれかを選択する。



2 チャレンジ評価（登録更新）

初回評価後、3年の登録有効期間内に改めて評価を行うことで登録の更新ができる。なお、チャレンジ評価では1年後の定期調査はない。

【料金】（いずれも消費税5%込み）

1 初回評価

基本コース 315,000円、オプションコース 420,000円

*a. 両コースとも、1年後の定期調査料を含む。

*b. オプションコースには、2回までの技術指導料を含む。

2 チャレンジ評価（登録更新）

210,000円

（注） 上記1.2の評価料金に加え、実地調査、技術指導及び1年後の定期調査に係る専門家旅費が別途必要となる。

（注） 中災防賛助会員は、割引料金が適用される。

【問合せ先】

中央労働災害防止協会技術支援部

マネジメントシステム推進センター

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1

TEL 03-3452-6404 FAX 03-5445-1774

E-mail : ms@jisha.or.jp ホームページ <http://www.jisha.or.jp/>



(注)

中災防は、昭和 39 年に労働災害防止団体法に基づき設立された団体で、事業主の自主的な労働災害防止活動を支援するため、企業の人材の育成、安全衛生の専門技術の提供および最新安全衛生情報の提供などの安全衛生に関する総合的な事業を行っています。

会 長：米倉弘昌（日本経済団体連合会会長）

理事長：関澤秀哲

<用語の解説>

(注1)「労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS)」とは

事業者が労働者の協力の下に、計画 (Plan) - 実施 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Act) という一連のサイクルを継続して適切に運用することにより、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的とした安全衛生管理の仕組みである。

(注2)「リスクアセスメント」とは

職場に存在する危険性又は有害性を特定して評価し、その結果に基づきリスクを除去、低減する先取り安全の手法で、事業場の労働安全衛生を推進する上で重要な位置を占める。また、労働安全衛生法第 28 条の 2 によりリスクアセスメントの実施が努力義務化されている。

(注3)「5 S」とは

整理、整頓、清掃、清潔の 4 S に躰 (しつけ) を加え、5 S として職場で行われる安全衛生活動の一つである。

(注4)「危険予知活動」とは

危険予知とは、労働災害や事故の原因となる可能性のある不安全行動や不安全状態を予知、あるいは予測することで、作業者が職場で正しく安全な作業をするために、日々のミーティング等を利用して職場小集団で、あるいは作業員一人ひとりでその危険予知の能力を高めるために行う活動である。

(注5)「ヒヤリ・ハット活動」とは

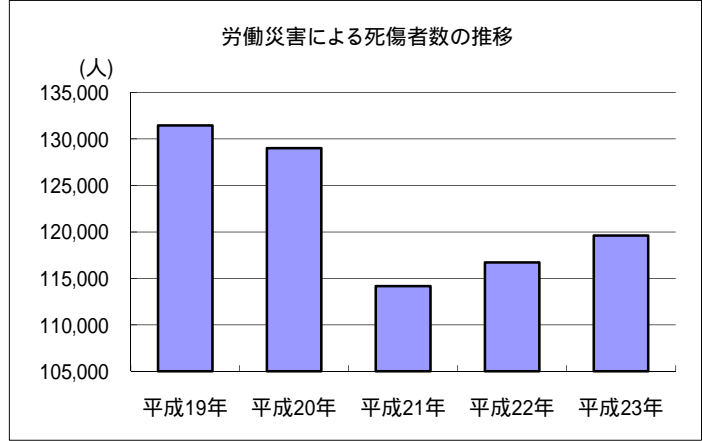
ヒヤリ・ハットとは、結果として労働災害や事故に至らないものの、ヒヤリしたりハットとする現象のことをいい、事業場ではこれらヒヤリ・ハット事例を収集してその情報を共有、改善し、災害の未然防止を図る活動である。

【参考】

労働災害発生状況(平成19年～平成23年)

1. 死傷者数(死亡災害及び休業4日以上)

年	死傷者数(人) (全産業)	前年比
平成19年	131,478	
平成20年	129,026	98.1%
平成21年	114,152	88.5%
平成22年	116,733	102.3%
平成23年	119,622	102.5%



出所:厚生労働省「労働者死傷病報告」より。

* 平成23年及び24年における労働災害発生状況
(12月時点の速報値比較)

年	死傷者数計 (人)	前年比
平成23年	107,495	
平成24年	107,766	100.3%

出所:厚生労働省「労働者死傷病報告」より。

2. 事業場規模別死傷者数

年	死傷者数計 (人)	300人以上 (人)	構成比	300人未満 (人)	構成比
平成19年	131,478	10,324	7.9%	121,154	92.1%
平成20年	129,026	10,197	7.9%	118,829	92.1%
平成21年	114,152	8,712	7.6%	105,440	92.4%
平成22年	116,733	8,984	7.7%	107,749	92.3%
平成23年	119,622	9,286	7.8%	110,336	92.2%

出所:厚生労働省「労働者死傷病報告」より。

平成25年度

NEW

応援します 明日の安全・健康・快適職場

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

1 事業の目的 ...

安全衛生の向上を目指す中小企業の安全衛生活動を支援し、自らが設定した目標を達成できる企業力の強化と蓄積を中災防が後押しします。

2 対象 ...

リスクアセスメントや基本的な日常の安全衛生活動が実施されており、かつ、これらの取組みを継続していく基盤があると認められる中小企業（**従業員数が300人以下の企業**）を対象とします。また、評価の単位（範囲）は、企業（1社1事業場の場合）又は**事業場単位**となります。



中小企業労働安全衛生評価事業を開始 (愛称: JISHA グッド・セーフティ・カンパニー)

3 評価によるメリット ...

登録証の付与及び中災防ホームページへの掲載等により、安全衛生活動の積極的な取組みが社会的に周知され、企業のイメージ（社会的責任）や社員の安全衛生意識などが向上されます。

安全衛生活動の質が向上されることで、生産性の向上にも繋がります。

評価による調査や指導により安全衛生の専門的知識やノウハウを獲得できます。

企業・事業場の所在地の労働局や労働基準監督署に本事業への登録をお知らせし、情報を共有します。



4 評価の内容 ... (裏面の基準項目参照)

経営トップによる安全衛生方針の表明や安全衛生管理体制の整備、リスクアセスメントや日常の安全衛生活動の実施など、**10の項目(必須)で評価**を行います。

このほか、主な安全衛生活動（リスクアセスメント、5S、危険予知活動など）については、活動の「**レベル評価**」も併せて行います。これにより、現在の安全衛生活動の達成度合いを把握でき、また更新時にはその前後の活動状況のレベルが比較できます。

5 有効性 ...

評価の有効期間は**3年間**で、初回評価の1年後に定期調査として活動状況を確認します。なお、評価の有効期間内に更に向上した実効性の評価を目指す2回目以降の評価（チャレンジ評価¹）の実施も可能です。【ステップは、裏面参照】

6 料金 ...

初回評価（**基本コース**）の料金は、1年後の定期調査を含めて315,000円、さらに技術指導²2回を含む（**オプションコース**）の料金は420,000円となります。また、チャレンジ評価の料金は、210,000円となります。いずれも税込で、実地調査などに係る専門家旅費が別途必要となり、中災防賛助会員は割引料金が適用されます。

企業のステップ アップに活用！！



評価基準

【必須項目】

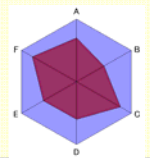
次の項目を満たしていることが登録の条件

- 1 経営トップによる安全衛生方針の表明
- 2 安全衛生管理体制の整備
- 3 労働安全衛生法の遵守
- 4 リスクアセスメントの実施
及びリスク低減措置の決定等
- 5 安全衛生活動の実施状況
- 6 緊急事態への対応
- 7 労働災害発生原因の調査等
- 8 経営トップによる見直し
- 9 安全衛生活動の記録
- 10 労働安全衛生管理活動の運用による効果

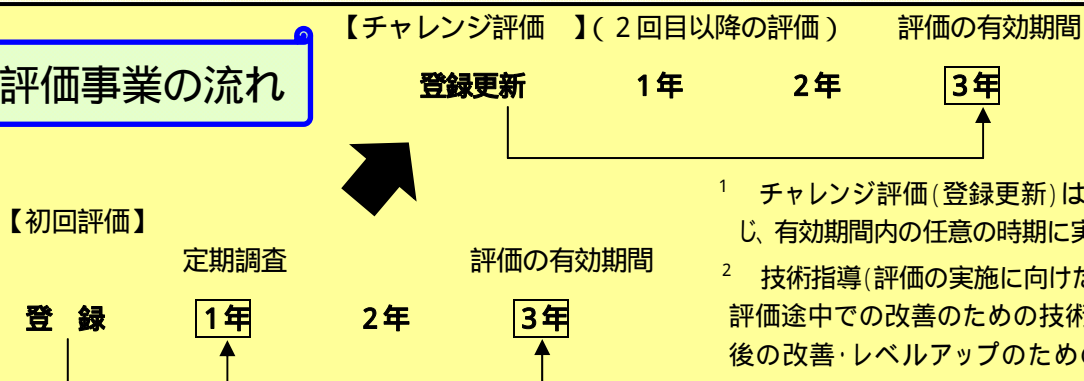
【レベル評価項目】

左の評価基準（必須項目）を満たした上で、次の安全衛生活動のレベルを評価できる基準項目の達成度合いによる事業場の労働安全衛生レベルも評価します。

リスクアセスメント
危険予知活動
5S（2S, 3S, 4S）
トップ&コミュニケーション
ヒヤリ・ハット活動
職場巡視



評価事業の流れ



- 1 チャレンジ評価（登録更新）は、希望に応じ、有効期間内の任意の時期に実施します。
- 2 技術指導（評価の実施に向けた事前指導、評価途中での改善のための技術指導、登録後の改善・レベルアップのための技術指導など）は、事業場の希望に応じ、実施します。

【問合せ先】 中央労働災害防止協会（中災防）

技術支援部 マネジメントシステム推進センター

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-1 産業安全会館 6階

TEL: 03-3452-6376

FAX: 03-5445-1774

E-mail: ms@jisha.or.jp

中災防ホームページ: <http://www.jisha.or.jp>